

令和01年度 第8回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和01年11月20日（水） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館 701会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （主査）松谷 卓人 （主査）吉田 順二
（産業文化局長）岩崎 敏雄（産業文化総括室長）北野 健

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第9号】 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件
〈審議結果：承認〉

【議案第10号】 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件
〈審議結果：承認〉

【報告第22号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第23号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第24号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議 長 委員の皆様、本日はご苦労様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は14名ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 異議なしとのことですので、4番大前委員と5番二本松委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。
- まず、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程します。
- 事務局の説明をお願いします。
- 事務局 「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」でございます。
- 【議案書朗読】**
- 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等事業は、農地法によらず農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条許可要件との違いは、契約期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ること、下限面積に係る基準が無いこと、地域調和に係る基準が無いことなどです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。それでは、本日配布しております資料「農地法第3条の判断基準」をご覧ください。
- 【資料朗読】**
- このとおり、要件を全て満たすと考えています。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
- 高田委員 高田委員お願いします。
- 議 長 議案第9号についてご説明いたします。申請農地は市立霊園北側入口から西へ30メートルのところにあります。これらの農地は、耕作地として適正に管理されていますので、利用権設定しての賃貸借に問題ないと考えます。以上で説明を終わります。
- 松井委員 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
- 事務局 賃料が年間15万円と計画書にありますが、固定資産税とかからみて妥当な金額なのでしょうか。
- 松井委員 金額につきましては、当事者間で決めることであり、またJAも間に入っていることから問題ないと考えています。
- 光岡委員 事務局を責めているわけではありません。初期費用がなり高額なので、老婆心ながら大丈夫かなと思ったまでです。
- 議 長 私の知り合いに本件と同じ内容で10年間も続けている人がいます。何らかのアドバイスを提供できると思います。
- 議 長 無ければ、議案第9号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第9号については、承認することにします。

議長 続きまして、議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

生産緑地に指定されております本申請地の農業の主たる従事者が死亡により、農業に従事できなくなり、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出をするにあたり、農業委員会に対し、申請者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについての証明書の交付申請がなされたものです。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。

石田委員 石田委員お願いします。

議長 議案第10号についてご説明いたします。申請農地は小学校西門から西へすぐのところに、またもう一つは幼稚園から南東へ15メートルのところにあります。これらの農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員 (意見無し)

議長 なければ、議案第10号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書交付の件」については、証明書を交付することとしてご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第10号につきましては、証明書を交付することにします。これより報告案件に入ります。まず報告第22号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第22号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第23号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長 事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第2

4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第24号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)